

新しい法律のご紹介 (第13回)

## インターネットバンキングと金融商品販売法

2001年4月 (2)

宮内法律事務所

E-mail [miyauchi@pure.ne.jp](mailto:miyauchi@pure.ne.jp)

国民生活に重要な影響を及ぼす新しい法律を、できるだけ易しい言葉でご紹介するコーナーの第13回は、インターネットバンキング (IBと略称します) を巡る法律についてです。

第12回では、金融商品販売法をご紹介しました。IBには、本人の確認や情報保護等の問題もありますが、今回は、IBに金融商品販売法がどのように適用されるのかについてご説明しましょう。インターネットを通じた電子商取引は著しい広がりを見せていますし、銀行も生き残りをかけて、IBに力を注いでいます。IBは、金融商品に関する情報はコンピューターのネットワークを通じて顧客の端末の画面に表示されます。顧客の意思表示は、端末の指示に従い、指定箇所をクリックして行われます。つまり、IBは、説明が画面を通じて行われ、意思表示も画面の操作で行われる点に大きな特徴があるのです。これは、非対面取引で、書面を用いない取引です。ところで、金融商品販売法は、IBにも適用があります。しかし、同法は、販売者の説明義務を定めているものの、その具体的な説明の方法については定めていません。一般には、IBでも、通常の対面取引と同程度の説明を行うべきとされています。したがって、①相場や業務の変動等を直接の原因として元本欠損が生ずる恐れがあるときはその旨、②権利行使期間制限や契約解除期間制限を表示する必要があります (法3条)。しかし、銀行等は、「投資家保護を前提としつつも、できる限り簡便にすべきである」(金融商品販売法の審議過程で全国銀行協会等から寄せられた意見) とするように、販売者は、「簡便さ」を求め、顧客も気軽さも手伝って、それに呼応するという、IBには「落とし穴」があります。

そこで、利用者としては次のような点に注意すべきです。①IBに最初にアクセスしたときは、surfing (見る) だけをして、購入をしないこと、②画面で説明を読むことと理解することには差があることを意識し、必要があれば、download (画面内容を自分のコンピューターに取り込むこと) して、確認すること (どうしても on-line 上では急ぐ心理が働きます)、③画面上表示されている手順をスキップ (省略) しないこと (法3条4項2号では説明を要しない顧客の意思表示があった場合は、説明義務を負わないとしています)、当面は説明「不要」にはクリックしないことが肝要です)、④画面上の問い合わせ窓口等の連絡先は別に控えておき、分からないことの確認に使うべきです。

法律家も、内外の法律文献等は、最近 amazon を使って購入しますが、物品購入として消費者契約法の適用があります。机上から廉価で購入でき、ある程度内容も調べられて便利ですが、やはりネット取引のせいか、多く買ってしまい、予想と違った内容の本が届くこともあります。ネット購入になれておられない方は、IBをする前に、一度、<http://www.amazon.co.jp> で予行演習をすることをお勧めします。また、今回は株式投資に触れられませんでした。証券会社は、パーチャル株式投資のコーナーで、シミュレーション売買を行っています (例えば、野村証券 <http://www2.nomura.co.jp>)。